

仕様書

1 概要

(1) 件名

益田市役所その他の公共施設（４１６契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2) 需要場所

別紙「対象施設１」に掲げる施設及びこれに附属する施設

2 仕様

(1) 需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙「対象施設１」のとおり

(2) 受給期間

令和５年４月１日以後の最初の検針日の０：００から令和６年４月１日以後の最初の検針日の前日の２４：００まで

(3) 需給地点

需給場所における中国電力ネットワーク株式会社の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給条件

(2)の受給期間において、使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気を供給すること。

なお、調整後排出係数の算定においては、再エネ由来の非化石証書を用いるものとし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、官報で公表されている方法で算出すること。

参照：https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/cm_ec/2022/full.pdf

3 その他

(1) 電気料金の算定

電気料金の算定は、次のアからエまでに掲げる方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 基本料金及び電力量料金

電気料金の算定は、契約ごとに基本料金単価及び夏季、その他季その他の区分ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量及び使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、高圧受電の契約については、中国電力株式会社が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）により、力率による割増・割引を適用するものとする。

イ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、中国電力株式会社が適用する燃料費調整項及び市場価格調整項により算定された燃料費等調整単価により算定するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

ウ 再エネ賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、中国電力株式会社の標準供給条件により算定するものとする。

エ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 電気料金の請求

ア 請求書及び利用明細

請求書及び利用明細は、施設ごとに作成するものとする。

イ 通知及び請求

受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メールによりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。この場合において、当該利用明細は、発注者が随時確認し、及び容易に加工編集ができるよう、CSV又はExcel形式の電子データで提供しなければならないものとする。

(3) 調整後排出係数の確認資料等

受注者は、次のア及びイに掲げる資料を、当該ア及びイに定める期限内に発注者に提出しなければならない。

ア 使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気であることが確認できる資料（任意様式）：契約年度における電力供給の終了する日の翌月20日

イ 非化石証書の写し：発注者及び受注者で協議により定める期間内（当該証書の写しが前項第6号の供給条件の仕様を満たさない場合において、追加で購入した証書により補修をする場合は、別途定める期間内）

(4) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(5) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(6) 重要事項

受注者（この号において、候補者を含む。）は、次のアからエまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 令和4年度の中国電力株式会社による規制料金の変更申請について、経済産業省の認可を受けた料金（以下「認可料金」という。）が、受注者が本仕様書に基づき提示した落札条件を下回る場合は、発注者及び受注者の協議により、契約単価の見直しの協議を行うものとする。

イ アの協議の結果、中国電力株式会社の認可料金を下回る契約単価での契約の締結又は変更が不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、需給期間が1年間を満たないことを理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、中国電力株式会社の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。